コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021 年 8 月号(J264)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

01　「専利審査基準」の一部改訂、2021 年 7 月 14 日から施行
02　知的財産局が 2021 年上半期の知的財産権に関する動向を発表
03　商標 SOMFY と simFY は容易に混同？仏企業が知財局を提訴
04　アプリが海賊版動画のリンク先を提供、歐酷公司前董事長の刑が確定

台湾ハイテク産業情報

01　AUO 傘下の達擎とドイツ鉄道が提携　次世代型車両を創造
02　TSMC が LiDAR 分野に参入　ニッチ・アプリケーションに積極的

台湾知的財産権関連判決例

01　<u>著作権関連</u>
他人のホテルの客室デザインと家具配置に対する模倣が著作権侵害及び不正競争行為を構成するか否かは、関連の証拠と弁論の全趣旨により総合的に判断すべき。

今月のトピックス

J210805Y1
J210714Y1
01　「専利審査基準」の一部改訂、2021 年 7 月 14 日から施行

知的財産局は「専利*審査基準」の「第 2 篇 特許の実体審査」第 1 章～第 6 章、第 10 章、第 11 章、第 13 章、第 14 章、「第 3 篇 意匠の実体審査」第 1 章、第 5 章、「第 4 篇 実用新案の審査」第 3 章、「第 5 篇 無効審判の審理」第 1 章を改訂すると発表した。改訂の重点は以下のとおり。（訳注＊ :「専利」は特許、実用新案、意匠を含む）

一、第 2 篇「第 1 章 明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面」

「2.6 審査の留意事項」を追加して、(1)「独立項は特許請求対象の名称を明記すべきである」の具体的説明、 (2)請求項に「其特徴在於（を特徴とする）」、「其改良在於（と改良する）」その他類似する用語が記載されていても、必ずしも二部形式の請求項であるとは限らないこと、及び(3)請求項に注記する括弧が不明確となるかの判断原則、を示している。

二、第 2 篇「第 6 章 補正」

(1)先行技術との重複を排除するネガティブな表現形式の補正（disclaimer）は、新規性欠如、新規性の擬制喪失（拡大先願による新規性喪失）、又は先願主義原則不適合となる引用文献を克服する場合に限られ、「同日出願」の引用文献についてはそのネガティブな表現形式の補正を適用しない。そのほかに、特許出願に係る発明が「人間」を含むことで公の秩序又は善良な風俗を害することに関わる場合、「人間」を排除する方法で補正してもよい。

(2) 請求項に記載される数値の範囲の上限値と下限値を変更する場合、同時に以下の二条件を満たせば新規事項の導入とはならず、補正が許される。(i) 変更後の数値範囲の端点値がすでに出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている。(ii)変更後の数値範囲がすでに出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている数値範囲内に含まれる。また理解しやすいように、２件の事例を追加している。

三、第 5 篇「第 1 章 専利権の無効審判」

(1)「3.3.2 聴聞」を追加する。

(2)（無効審判審理段階時には提出されておらず）行政救済段階で追加された新理由又は新証拠がある無効審判事件に関して、その後原処分が取り消されて差戻し審理を行うときの、裁判所の判決趣旨や新理由、新証拠に対する処理原則を修正する。

四、その他の改訂内容

節番号の微調整、より明確にするための事例内容の修正、法令条文に合わせるための文言の調整、各章節の内容の統一性及び誤記等の修正などが行われた。（2021 年 7 月）

J210727Y1
J210727Y2

02　知的財産局が 2021 年上半期の知的財産権に関する動向を発表

2021 年上半期に三種類の「専利」（特許、実用新案、意匠を含む）の出願件数は合計 35,264 件、商標登録出願件数は 46,379 件に達し、それぞれ前年同期比で 4%増、7%増となり、いずれも成長を遂げた。台湾人による特許出願件数は急成長しており、これは大企業からの出願件数が 21%増加していることが主因となっている。そのうち台湾積体電路（TSMC）は出願件数が 1,263 件に達し、初めて 1 千件を突破して独走状態にあり、他の台湾人/外国人出願人を大きく引き離した。外国法人の中ではクアルコムが 454 件の特許を出願して最多となった。商標登録出願件数は再び過去最高記録を更新し、台湾人、外国人ともに 7%成長した。総体的にみて、2021 年上半期の知的財産権（の出願）は概ね安定成長を呈した。

一、2021 年上半期の専利出願

（一）台湾人の特許出願件数は 1 割強の増加

わが国が受理した三種類の専利出願のうち、特許は 23,876 件に達し、台湾人と外国人の出願がいずれも前年同期比で増加しており、とくに台湾人の成長率（13%）は外国人（6%）を大きく上回っている。実用新案と意匠については、外国人の出願件数がそれぞれ 22%、5%増加している。

（二）台積電の特許出願件数は過去最高

台湾企業による特許出願件数は合計 7,650 件となり、前年同期比で増加し、台湾人の特許出願全体の約 79%を占め、台湾企業に高度に集中していることがわかる。各年上半期を比較すると、企業の特許出願件数は 5 年連続で成長し、しかも 2021 年上半期の成長率はここ 5 年で最高を記録した。これは大企業の出願件数が 21%と急成長したことが主因となっている。

出願人別にみると、TSMC の出願件数が 1,263 件で、上半期としては初めて 1 千件を上回り、出願人別の出願件数としては過去最高を記録し、台湾のイノベーションに重要な役割を果たしている。それと同時に、成長率も 237%に達し、台湾の他の出願人より積極的だといえる。また、意匠登録出願については、巨鎧（COPLUS）が 59 件で最も多かった。

（三）陽明交通大学の特許件数が大学のトップ

台湾の大学による特許出願件数は前年同期に比べてやや減少している。出願人別にみると、大学全体では国立陽明交通大学（National Yang Ming Chiao Tung University）が 59 件で首位を占め、私立学校としては崑山科技大学（Kun Shan University）が 26 件で最も多かった。さらに 2021 年上半期に公立学校の特許出願件数は前年同期比で 4%増加し、大学全体に占める割合は 64%に上昇している。

（四）研究機関による特許出願件数は小幅増

台湾の研究機関による特許出願件数は前年同期比で 4%増加し、その中でも工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute）が 101 件で最も多かった。

（五）金融三業界の特許出願では中国信託が卓出

台湾の金融三業界（銀行、証券、保険）による特許出願は 72 件、実用新案登録出願は 267 件であり、いずれも銀行が最も積極的で、とくに中国信託商業信託銀行（CTBC Bank）が特許（19 件）、実用新案（66 件）のいずれにおいても金融三業界の首位を占めるという卓出したパフォーマンスをみせた。

（六）外国人としては特許でクアルコム、意匠でハリーウィンストンが最多

台湾で知的財産権ポートフォリオを構築している国（地域）の中で、特許と意匠の出願については日本がそれぞれ 6,044 件と 512 件で最も積極的であり、実用新案については中国が 358 件で最も多かった。

出願人別にみると、特許出願の件数ではクアルコムが 454 件で最も多く、成長率では韓国の韓領（COUPANG CORP.）が 442%で最高を記録した。意匠登録出願についてはスイスのハリーウィンストンが 97 件で最も多かった。

二、2021 年上半期の商標登録出願

（一）台湾人の商標登録出願件数は再び最高記録更新

受理した商標登録出願件数は 46,379 件（区分ベースで 59,814 区分）に達し、前年同期比で 7%増加して、台湾人、外国人ともに成長している。とくに台湾人の出願は 35,048 件に上り、再び最高記録を更新した。

（二）台湾人は第 35 類、外国人は第 9 類の出願件数が最多

区分別にみると、台湾人は第 35 類（広告、企業経営及び小売卸売サービス等）の出願が 6,919 件で最も多く、16%成長している。外国人の出願件数を国（地域）別にみると、中国大陸が 2,333 件で最も多く、区分別にみると、第 9 類（コンピュータ及びハイテク製品等）が 2,115 件で最も多かった。

出願人別にみると、台湾人、外国人ともに出願件数が大幅に成長している。台湾人の中で、国を越えてチェーン展開している全家便利商店（Taiwan FamilyMart Co., Ltd.）が一挙に（前年同期の 0 件から）145 件に件数を伸ばして首位を獲得した。2 位は食品業の統一企業（Uni-President Enterprises Corporation）で、139 件出願した。外国人では、前年上半期に出願がなかった香港の兔女孩（Bunny Girl Limited ）とケイマン諸島の游老集団（Ulao Group Corp.）がそれぞれ 135 件と 90 件で、1 位と 2 位を占めた。

（三）業種別では農業食材産業が首位

業種別にみると、台湾人としては「農業食材」が 10,621 件出願して最も多かっただけではなく、外国人による各業種別の出願件数も上回った。外国人で最も多かった業種は「健康医事」で 3,654 件だった。（2021 年 7 月）

TIPLO Attorneys-at-Law

J210721Y2

03　商標 SOMFY と simFY は容易に混同？仏企業が知財局を提訴

フランスのソムフィ社（SOMFY ACTIVITES SA）は 2016 年に「SOMFY」、「sOmfy」等の商標を登録し、電動化製品（訳注：シャッターや窓まわりを電動化するためのモータ、リモコン、スイッチ、センサ、インターフェース、制御盤等）を販売している。同社は翌年、他の電化製品業者が「simFY」商標を登録したのを発見し、混同を生じさせるおそれがあるとして異議を申し立てた。知的財産局は 2019 年 1 月に登録維持を決定したため、ソムフィ社はこれを不服として、行政訴訟を提起し、知的財産局に「simFY」の登録を取り消すよう請求した。一審の知的財産裁判所は、両者の商標が主に使用される役務が異なるため、混同は生じないと判断したが、最高行政裁判所は一審の判断が「推論」にすぎず、判決理由の不備があると認めて、本件を（知的財産裁判所に）差し戻した。

一審の知的財産裁判所は登録公告に基づいて、両商標の指定商品には電化製品が含まれるものの、「simFY」は主にネット販売、電化製品の小売卸売等の役務を提供しており、購入者の多くは一般消費者であるのに対して、「SOMFY」、「sOmfy」は電化製品における「スマート制御機能」設備に重点を置いており、電化製品そのものではなく、購入者の多くは専門業者や企業であることから、混同は生じないとして、ソムフィ社敗訴の判決を下した。

二審の最高行政裁判所は、商標に混同のおそれがあるかの判断には、「商標識別力の強弱」、「商標の類似の程度」、「商品又は役務の類似の程度」、「先権利者の多角化経営の状況」、「実際の混同の状況」、「消費者の各商標に対する熟知度」、「商標登録の出願人が善意であるか否か」、「その他混同の要因」等を斟酌すべきであると認めた。さらに一審では電化製品のネット販売及び小売卸売は、電化製品のスマート制御とは関連がなく、しかも消費層も異なると推論しているが、関連の事項又は実際の状況に基づいて審理されておらず、判決理由の不備という違法があるため、上訴には理由があると認め、原判決を破棄して、（知的財産裁判所に）差し戻した。（2021 年 7 月）

J210706Y3

04　アプリが海賊版動画のリンク先を提供、歐酷公司前董事長の刑が確定

歐酷網路股份有限公司（OH!COOL CO., LTD.）の前董事長である劉〇〇、前技術責任者である翁〇〇が「電視連續劇」、「電視連續劇 2」（訳注：電視連續劇はテレビ連ドラの意）等のアプリを共同で開発し、同アプリを使えばプログラムを通じて第三者の動画へのリンク先を自動的に検出し、利用者が外部サイトにリンクして動画を視聴できるようにした。2016 年 7 月から 8 月までの間に、他人が科科電速股份有限公司（KKTV CO., LTD.）の同意を得ずに、無断で KKTV が台湾で独占的な公衆送信権を有する韓国ドラマ 2 作を Youtube 又は Dailymotion のプラットフォームに公衆送信していたが、同アプリでは動画のリンクを MOD リストに置き、台湾内で同アプリをダウンロードした不特定の公衆が視聴できるようにしていた。よって KKTV は、OH!COOL と劉〇〇、翁〇〇の両名を著作権法違反で告訴し、それを受けて検察官が起訴した。

台北地方裁判所の一審では、著作権法が 2019 年 5 月に改正され、リンク先

提供の行為を著作権侵害と見なす規定が新設されたが、劉〇〇と翁〇〇の行為は 2016 年に行われ、当時は違法であると明確に規定されていなかったとして、無罪判決が下された。

台北地方裁判所の二審では、リンク先を提供する行為は公衆送信を構成しないが、外部のプラットフォームが放送する韓国ドラマ２作は、他人が KKTV の同意を得ずに無断でアップロードしたものであり、劉〇〇、翁〇〇の両名は KKTV がわが国で有する著作財産権を他人が侵害するのを幇助したと認定した。さらに 2019 年改正の著作権法では、リンク先を提供する行為は「権利侵害とみなす」と明確に規定されたが、改正前のリンク先を提供する行為が「犯罪を構成しない」ことを意味するものではない。よって劉〇〇、翁〇〇の両名にはそれぞれ 2 ヵ月の懲役及び 40 日の拘留に処し、罰金への転換もできるとの判決を、また OH!COOL には代表者と従業員が業務の執行において著作財産権を侵害する罪を犯したため、10 万新台湾ドルの罰金に処すとの判決を下した。OH!COOL と劉〇〇、翁〇〇の両名は上告を提起したが、最高裁判所で審理して上告を棄却したため、本件の判決が確定した。（2021 年 7 月）

台湾ハイテク産業情報

J210723Y5

01　AUO 傘下の達擎とドイツ鉄道が提携　次世代型車両を創造

液晶パネルメーカーの AUO（友達光電）は 7 月 23 日、傘下の産業機器用ディスプレイパネルメーカーである子会社達擎（AUO ディスプレー・プラス）とヨーロッパ最大手の鉄道運営会社であるドイツ鉄道（デーベー　Deutsche Bahn AG, DB）と提携し、個人の多様なニーズを満たす IdeasTrain 次世代型車両を創造し、都市交通の青写真をつくると発表した。

AUO の説明によると、ドイツにおけるスマート交通計画 IdeasTrainCity（IDEENZUG CITY） の次世代型車両に、AUO ディスプレー・プラスの 28.6 インチ TARTAN ロング型パネルを導入し、TARTAN によりスペースの制限を突破した特殊サイズ及びフレキシブル設置等の優位性をもって、新たな乗車体験を実現するという。今回の国際的提携は AUO グループの「二本柱転換」戦略、即ち持続的にハイエンド、高付加価値を創造する差別化ディスプレイ技術を象徴するものである。（2021 年 7 月）

J210712Y5

02　TSMC が LiDAR 分野に参入　ニッチ・アプリケーションに積極的

TSMC（台積電）は成熟製造プロセスと先進製造プロセスの同時量産にあたり、ニッチ・アプリケーション分野にも参入する。その内、ライダー（LiDAR）については、スマートフォンアプリから徐々に自動運転車市場に浸透し、注目を集める新技術となっている。近年は TSMC も新興 IC 設計会社との提携により、ファウンドリの立場でライダー市場にも参入しており、ユーザーも早ければ 2021 年下半期に先ず携帯アプリを導入する見込みである。

現在 TSMC は新興 IC 設計会社の光程研創（Artilux）と提携して、65 ナノ

GeSi 製造プロレスを利用してライダーを製造しており、これは世界で初めて先進材料「シリコン化合物 GeSi」を感光性材料として 3D ToF 技術開発したものである。（2021 年 7 月）

台湾知的財産権関連判決例

01　著作権関連

■　判決分類：著作権

I　他人のホテルの客室デザインと家具配置に対する模倣が著作権侵害及び不正競争行為を構成するか否かは、関連の証拠と弁論の全趣旨により総合的に判断すべき。

■　ハイライト

被上訴人（原告）は、それが経営する台北京站君品酒店（Palais de Chine Hotel、以下「君品酒店」）の客室及び家具等の配置（以下「係争著作物」）は訴外人である十月室内装修有限公司（以下「十月公司」）にデザインを委託したもので、著作権法で保護される建築の著作物に該当し、十月公司は著作財産権（の行使）を被上訴人に独占的に許諾していること、上訴人（被告）は係争著作物を模倣し、自らが経営する台東桂田喜來登酒店（Sheraton Taitung Hotel、以下「桂田酒店」）の客室に複製するとともに、その部屋タイプ別の写真を関連のサイトに掲載しており、取引競争の倫理から外れるもので、不正競争行為を構成し、かつ被上訴人の著作財産権を侵害するものであることを主張した。知的財産裁判所は一、二審においていずれも上訴人（被告）による著作財産権の侵害と不正競争行為を認める判決を下していた。最高裁判所は、原審では 1.係争著作物に独創性はあるのか、2.被上訴人（原告）は十月公司から損害賠償債権を譲り受けているのか、3.当事者間に競争関係はあるのか、という争点について関連の証拠と弁論の全趣旨が完全に斟酌されていないため、判決には理由不備という違法があると認定して、原判決を破棄し、知的財産裁判所に差し戻した。

II　判決内容の要約

最高裁判所民事判決
【裁判番号】109 年度台上字第 2725 号
【裁判期日】2021 年 1 月 20 日
【裁判事由】著作権侵害に係る財産権の争議等

上訴人　桂田璽悦酒店股份有限公司
被上訴人　雲朗観光股份有限公司

主文
上訴人の上訴棄却並びに当該訴訟費用の部分に関する原判決を破棄し、知的財産裁判所に差し戻す。

一　事実要約

被上訴人（原告）は、それが経営する台北京站君品酒店（Palais de Chine Hotel、以下「君品酒店」）の客室及び家具等の配置（以下「係争著作物」）は訴外人である十月室内装修有限公司（以下「十月公司」）にデザインを委託したもので、著作権法で保護される建築の著作物に該当し、十月公司は著作財産権（の行使）を被上訴人に独占的に許諾していること、上訴人（被告）は係争著作物を模倣し、自らが経営する台東桂田喜來登酒店（Sheraton Taitung Hotel、以下「桂田酒店」）の客室に複製するとともに、その部屋タイプ別の写真を関連のサイトに掲載しており、取引競争の倫理から外れるもので、不正競争行為を構成し、かつ被上訴人の著作財産権を侵害するものであることを主張した。

二　両方当事者の請求内容

（一）被上訴人（原告）の請求：

1. 上訴人は連帯で 500 万新台湾ドルを支払え。
2. 桂田公司は模倣した客室設計及び家具を取壊して撤去し、取壊しと撤去をするまでは消費者の宿泊に供してはならない。
3. 桂田公司は係争著作物である客室デザインの写真を使用してはならない。桂田酒店の名義でネット上に掲載された係争著作権を侵害する写真を削除しなければならない。
4. 上訴人は蘋果日報、自由時報、中国時報及び聯合報の全国版 1 ページ目の下半分に本件の最終事実審判決書における当事者、事由及び主文を一日掲載せよ。
5. 被上訴人は担保を供託するので仮執行宣言を求める。

（二）上訴人（被告）の請求：

1. 原判決の上訴人に不利な部分を破棄する。
2. 上記の破棄部分について、被上訴人による第一審の訴え及び仮執行宣言の請求をいずれも棄却する。

三　本件の争点

1. 係争のホテル客室デザインには独創性があるのか、そして、これにより著作権法で保護される建築の著作物に該当するのか。
2. 十月公司の上訴人に対する各損害賠償債権は、被上訴人に譲与されているのか。
3. 桂田公司が君品酒店の客室デザインを高度に模倣したことは、取引秩序に影響するに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為に該当し、公平交易法第 25 条に違反しているのか。

四　判決理由の要約

1. 著作権法でいうところの著作物とは、文学、科学、芸術若しくはその他学術の範囲に属する創作物であると、著作権法第 3 条第 1 項第 1 号に規定されている。いわゆる創作とは、著作者の思想又は感情の表現であり、しかも一定の表現形式を有し、独創性を有する必要がある。

TIPLO Attorney-at-Law

いわゆる独創性とは、著作者が独立して完成した創作が、特定の内容と創意の表現を備えて、当該著作物の個性と独自性を表現するに足るものであり、他人の著作物を摸倣するものではないことを指す。

2. 上訴人は、係争著作物は業界で汎用されている配置を参考し、既製品を調達したもので、その家具の外観、選択、サイズ、採光照明、動線のアレンジ等は独創性が欠如している云々と抗弁し、家具カタログの公正証書、書籍、交通部観光局のホテル格付表等を証拠として提出した。上記説明によると、係争著作物が独創性を有するのか、被上訴人が著作財産権を主張できるのかについて、原判決は上訴人の上記防御方法及び証拠を採用しなかった理由を説明せずに、係争著作物が著作権法の保護を受ける建築の著作物であるとすぐに認定しており、これには検討の余地がある。
3. 被上訴人は 2014 年 12 月に上訴人が係争著作物を模倣した行為を発見し、すでに 2015 年 4 月には十月公司と変更の契約を結び、係争著作物の著作財産権は被許諾者に専属するものとなり、2009 年 3 月 26 日に遡って発効とした等の事情は、すでに原審で認定されている。十月公司は上訴人が係争著作財産権を侵害した事実が発生した後に始めて係争著作財産権が遡って被上訴人に許諾されている。もしそうならば、元来、十月公司が有する上訴人に対する各損害賠償債権が被上訴人に譲渡されているか否かは、被上訴人が著作財産権侵害の各規定により請求することができるか否かに関わるものであり、原判決は変更契約の内容のみを以って、被上訴人は係争著作物の著作財産権により請求できると認定しており、なお速断の嫌いがある。
4. 公平交易法第 25 条に「本法に別段の規定がある場合を除き、企業はその他取引秩序に影響するに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない」と規定され、これは不正競争（不公平競争）行為の概括規定である。行為が不正競争を構成するのかは、行為者と取引相手との取引行為、及び市場における能率競争の侵害の有無、から判断できる。企業が他人の有名な商品の外観又は表徴（トレードドレス）を高度に模倣して、積極的に他人の著名な広告又は取引上の信用・名声等にただ乗りする方法で、その努力の成果を搾取したり、積極的な欺瞞又は消極的な重要取引情報の隠匿によって他人を錯誤させる方法で取引行為に従事したりして、全体の取引秩序を総合的に考慮し、すでに民事の法律関係において双方の当事者間の利益分配又はリスク負担が極度に不均衡である事情が認められたとき、上記条文の規定に合致すると認めることができる。ただし企業の行為が欺瞞的な又は著しく公正さを欠くものではない、又は市場における能率競争に妨害がない、又は取引秩序に影響するに足るものではない場合、当該条文は適用されない。
5. 上訴人は、桂田酒店と君品酒店との地理的位置、客層、経営方針のいずれも異なり、代替又は競争の関係はないこと、客室の内装は消費者がこだわる要素又はホテルを選択する要素ではないこと等を繰り返し主張するとともに、蓋洛普徴信股份有限公司による旅館客室デザイン独創性調査報告、開業許可申請説明書、運営計画書、交通部観光局の

データ、プレゼンテーション資料、業界関連書籍等を証拠として提出している。桂田公司が君品酒店の客室デザインを高度に模倣したことは、取引秩序に影響するに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為に該当するか否かは、関連する証拠の調査結果と弁論の全趣旨を斟酌して認定すべきであり、これは上訴人が公平交易法第 25 条に違反していないと抗弁することに密接にかかわっており、検討の必要がある。原審は前記抗弁及び証拠を斟酌せず、徒に台湾の面積が小さく、観光地の往来が便利であるため、双方には高度の競争関係があると推論して、上訴人に不利な認定を行っている。上記規定を不当に適用しているほか、判決には理由不備の違法がある。

6. 結論：本件上訴には理由がある。民事訴訟法第 477 条第 1 項、第 478 条第 2 項により、主文のとおり判決する。

TIPLO Attorneys-at-Law

TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965 台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2021 TIPLO, All Rights Reserved.